

ケイパビリティのリスト

— マーサ・C・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ —

佐々木 亘

The List of Capability

— The Capability Approach in Martha C. Nussbaum —

Wataru Sasaki

アマルティア・センとマーサ・C・ヌスバウムは、人間の福祉をより現実的に実現させるために、必要な福祉をケイパビリティという概念から捉え、提示しようとする「ケイパビリティ・アプローチ」を展開している。センは1998年ノーベル経済学賞を、ヌスバウムは2016年京都賞をそれぞれ受賞している。人びとの福利を把握するための評価基準として資源と効用よりもケイパビリティの方が優れているとする点で彼らは共通している。しかし、ヌスバウムは閾値という観点から人間の中心的なケイパビリティをリスト化しているのに対し、センはそのようなリスト化を拒んでいる。本稿では、センではなく、ヌスバウムに焦点を当てて、ケイパビリティのリストについて探求する。じっさい、ヌスバウムは10にリスト化している。たしかに、ケイパビリティをリスト化することで、ケイパビリティの内容は明確なものとなる。では、ヌスバウムにおいて、ケイパビリティはどのようにリスト化されているのか。このリスト化はいかにして進められてきたのか。本稿では、これらの点を探っていく。

Key Words: [正義論] [ケイパビリティのリスト] [ヌスバウム] [セン]
[社会正義]

(Received September 25, 2018)

序

「ケイパビリティ・アプローチ (The Capability Approach)」とは何であろうか。クロッカーとロビーンズは、「ケイパビリティとエージェンシー」という論文で、次のように言っている。

学者と政策立案者はケイパビリティ・アプローチを諸分野の広い範囲で用いており、もっとも顕著な仕方では、開発学や開発政策、厚生経済学、社会政策、そして社会哲学と政治哲学の分野においてである⁽¹⁾。

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

社会政策等の分野で、今日非常に注目されているアプローチの一つが、「ケイパビリティ・アプローチ」であろう。そして、このアプローチの開発に深くかかわっているのが、アマルティア・センとマーサ・C・ヌスバウムである。神島は次のように言っている。

ケイパビリティという概念を人びとの福利の評価基準として用いるアプローチは、一九八〇年代後半から、アマルティア・センとマーサ・ヌスバウムによって、フィンランドのヘルシンキにある国連大学の世界開発経済研究所 (World Institute for Economics Research, WIDER) における共同研究を通じて、展開された。また、センとヌスバウムが二〇〇四年九月に発足した「人間開発とケイパビリティ学会」(Human Development & Capability Association, HDCA) の初代会長と第二代会長も務めたことから窺えるように、彼らは今日では学際的・実証的な影響力を持つケイパビリティ・アプローチの立役者である⁽²⁾。

センは1998年ノーベル経済学賞を、ヌスバウムは2016年京都賞をそれぞれ受賞している。二人とも、ケイパビリティ・アプローチの立役者であるが、それぞれ、研究分野は異なっており、センは経済学、特に厚生経済学の立場から、ヌスバウムは政治哲学の立場から、ケイパビリティ・アプローチを展開している⁽³⁾。さらに、ヌスバウムは閾値という観点から人間の中心的なケイパビリティを10の項目にリスト化しているのに対し、センはそのようなリスト化をかたく拒んでいる⁽⁴⁾。

本稿では、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチに焦点を当てて、ケイパビリティのリスト化の過程、内容、背景を明らかにし、最後に、筆者の考えをまとめて、リスト化の是非と方向性について、論じていきたい。

I. *The Quality of Life*

ケイパビリティのリストそのものが述べられているわけではないが、ケイパビリティとの関連から八つの「我々の共通した人間性のある特質」が列挙されているのが⁽⁵⁾、ヌスバウムとセンが共同編集した著書である*The Quality of Life: A study prepared for the World Institute for Development Economics Research (WIDER) of the United Nations University*に掲載されているNussbaum 1993である。

まず一番目に「死すべき運命 (mortality)」が挙げられている。すべての人間がこの運命に直面しているのであり、この事実はあらゆる人間生活のあらゆる様相を決めることになる⁽⁶⁾。この点は、後の著作では、ケイパビリティとして述べられていない。おそらく、何かを行ったり、何かになったりすることができるというケイパビリティとしての特質に、死すべき運命がふさわしくないからであると考えられる。ただし、この運命はすべての人間にとって必然的であるから、ケイパビリティには入らないとしても、「死すべき運命」は、人間の生活にとって避けることができない根本的な要素となる。その意味で、この点は正義論の前提をなしていると言えよう。

二番目に「身体 (the body)」が指摘されている。身体の経験は文化的な影響を受けるが、

身体自身はそのような経験に先立って、限界と指針を供給する⁽⁷⁾。ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチでは、「身体の健康」と「身体の無欠性」が区別されてそれぞれリスト化されている。ここでの「身体」は、「身体の健康」とも、「身体の無欠性」とも異なっている。たしかに、身体的な要素は、人間にとって不可欠な条件である。

三番目は、「楽しさと苦痛 (pleasure and pain)」である。あらゆる文化において、苦痛の概念が存在し、これらの概念は、いかにもありそうな仕方で、普遍的で文化以前の経験のうちに基礎づけられたものとして捉えることができる⁽⁸⁾。ここでは、「楽しみ」については言及されていない。この「楽しさと苦痛」は、ケイパビリティのリストには直接対応していない。ただ、「楽しさ」は、九番目のリストにある「遊び」というケイパビリティに通じていると考えられる。人間らしく生きるためには、苦痛を避けて楽しさを追求するということが、重要となろう。この点は、特に幼少期に大きな割合を占めることになる。

四番目は「認知的ケイパビリティ (cognitive capability)」である。「すべての人間は、生まれつき、知ることを欲する」というアリストテレスの有名な主張は、もっとも洗練された人間論的分析であるように思われる⁽⁹⁾。この点は、「感覚、想像力、そして思考」というケイパビリティの四番目のリストに対応していると言えよう。ただし、後者にはアリストテレスの引用はない。認識できないものを欲求することはありえないから、認知的ケイパビリティは人間の行動の前提となっている。

五番目は「実践理性 (practical reason)」である。すべての人間は、彼らの文化がどのようなものであれ、どのように生きるべきか、行動すべきか、という質問を尋ね、そして答えながら、彼らの人生を計画し管理することに参与（あるいはそれを試みよう）としている⁽¹⁰⁾。これは、同じ「実践理性」というケイパビリティの六番目のリストに対応している。実践理性は倫理の対象となるような行為を遂行する根源であるから、そのはたらきはきわめて重要なものとして捉えられる。

六番目は「初期の幼児の成長 (early infant development)」である。すべての人間は、おなかをすかせた赤ちゃんとして生まれ、自らの無能さ、依存している人への交互の親密さ、そして彼らとの距離などに気づくのである⁽¹¹⁾。この点は、ケイパビリティのリストには対応していない。後に見るように、ケイパビリティのリストにおいては、「性的に満足する機会」という表現もあることから、大人が対象として想定されているのではないだろうか。

七番目は「協力関係 (Affiliation)」である。我々の友情と愛情という特別な概念がいかに変わったとしても、人間のニーズと欲求を分かち合った同じ家族という重なり合った表現として他者を捉えることにおいて、重要な要点が存在している⁽¹²⁾。これは、同じ「協力関係」という七番目のリストに対応している。ただし、ケイパビリティのリストでは詳しい内容になっている。人間は社会的な存在であるから、他者との連帯性は人間らしい生活にとって欠くことのできない根本的な要素となる。

最後の八番目は「ユーモア (humour)」である。ユーモア以上に文化的に変わっているものはなく、アリストテレスが主張しているように、ユーモアと遊びのために余地があることは、人間の生活にとって必要であるように思われる⁽¹³⁾。これは「遊び」という九番目のリストに対応している。笑うことは、人間にとって固有なことがらであるから、ある意味で本質的な要

素であるとも言えよう。

このように、Nussbaum 1993では、後の著作におけるケイパビリティのリストに対応するものも含めて、八つの項目で人間性の特質が挙げられている。このリスト化はアリストテレスのリストに関係するものとヌスバウムは言っているが⁽¹⁴⁾、そのようなアリストテレスのリストがこの論文で明示されているわけではない。

たしかに、ヌスバウムはアリストテレス研究者としても著名であるが、ケイパビリティのリストに関して、アリストテレスのどこにその根拠があるかは、それほど明らかではない。この点は、次に探求するケイパビリティのリストにおいても、同様なことが言えるように思われる。ケイパビリティにおけるアリストテレスとヌスバウムの関係に関しては、時間をかけて慎重に見極めていきたい。

Ⅱ. ケイパビリティのリスト

さて、ヌスバウムは、Nussbaum 1995からNussbaum 2017にかけての、九つの著作でケイパビリティのリストを掲載している。ヌスバウムの著作すべてにあたっているわけではないので、リスト化を掲げている著作や論文がほかに存在するかもしれないが、20年以上にわたって10のケイパビリティという点に変更はない。ただし、Nussbaum 1995には、「生命」などのタイトルはない。本章では、これらのリストを一つ一つ吟味していく。

1. 「生命 (life)」

リストの最初は「生命」であり、「通常の長さの人生を最後まで生きることができること、早死にしないこと、あるいは自らの人生が生きるに値しないようになる前に死なないこと」と言われている⁽¹⁵⁾。

この「生命」に関しては、驚くべきことに、Nussbaum 1995, 1999, 2000, 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017の九つの書物において、まったく同じ表記となっている。最初のケイパビリティとしては、何より生きていくことが何かをなしたり、何かになったりするの前提となることから、生命が挙げられている。「自らの人生が生きるに値しないようになる前に死なないこと」ということは、安楽死や尊厳死の可能性を示唆されているとも言えよう。ただ生きるだけではなく、「自らの人生が生きるに値」するような生き方をすることが重要となるのである。

2. 「身体の健康 (bodily health)」

二番目のリストには「身体の健康」が挙げられており、「健康でありうること、生殖に関する健康を含む。適切な仕方で栄養が与えられていること、適切なすみかを持つこと」と言われている⁽¹⁶⁾。

この「身体の健康」では、Nussbaum 2000, 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017の七つの個所において、まったく同じ表記となっている。Nussbaum 1995と1999では若干異なっている。レプロダクティヴ・ヘルスを含め、適切に栄養を補給し雨風をしのげる場所を有して健康であることが、ここで基本的なケイパビリティとしてリスト化されている。身体が健康でなければ、

人間らしい生活をおくることはできない。

3. 「身体の無欠性 (bodily integrity)」

三番目のリストは「身体の無欠性」であり、次のように言われている。

あちらこちらへと自由に移動することができること、暴力的な攻撃から安全であること、これには性的な暴行と家庭内暴力が含まれる。性的に満足する機会と、生殖に関して選択する機会を持つこと⁽¹⁷⁾。

この「身体の無欠性」では、Nussbaum 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017において、まったく同じ表記となっている。Nussbaum 1995, 1999, そして2000では、若干異なっている。このリストでは、身体の機能が損なわれないことが論じられており、あちこち移動できる自由を持ち、性的な、あるいは家庭内の暴力からの安全を確保し、性的な満足を得る機会、そして産むか産まないかというような生殖に関する選択が可能となるような機会を有することが指摘されている。これらは、能動的な面でも、受動的な面でも、身体の全体性が保たれているというケイパビリティを表している。身体は無欠性は、身体的な活動の前提をなしている。そして、特に「性」に関する領域において、このケイパビリティは人間らしい生活を可能にする能力となっている。ただし、「生命」、「身体健康」、そして「身体の無欠性」が、それぞれ区別される必要があるのか、あらたに検討しなければならないであろう。

4. 「感覚、想像力、そして思考 (senses, imagination, and thought)」

四番目のリストは「感覚、想像力、そして思考」であり、これらには以下の少し長い説明がなされている。

感覚を用いることができること、想像し、考え、推論することができること、これらのことを、真に人間的な仕方で、すなわち、適切な教育によって特徴づけられ、涵養された仕方で為すことができるのであって、その教育には、識字能力と基礎的な数学的・科学的な訓練が、もちろん決してこれらに限定されるわけではないが、含まれている。自分自身の選択による宗教的な、文学的な、音楽的などというような作品やイベントを経験したり創作したりすることと関連して、想像力や思考をはたらかせることができること。政治的・芸術的双方のスピーチに関連して表現の自由を、そして、礼拝の自由をそれぞれ保障するよう保護された仕方で自分の頭を使うことができること。楽しい体験を持ち、そして無益な苦痛を避けることができること⁽¹⁸⁾。

この「感覚、想像力、そして思考」では、Nussbaum 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017において、まったく同じ表記である（ただし、Nussbaum 2001では、終わりの‘nonbeneficial’が‘non-beneficial’になっている）。Nussbaum 1995と1999, および2000では、若干異なっている。ここでは、感覚するという感覚的なはたらき、想像するという感覚と理性の中間的なはたら

き、そして思考し推論するという理性的なはたらきがあまり区別されずに用いられている。まず、核となるのが教育であって、最低限「識字能力と基礎的な数学的・科学的な訓練」という教育によって涵養されることが、真に人間的なのである。次に、宗教から音楽に関するような作品作りや行事に参加するよう、想像力と思考力を駆使することが可能であるというケイパビリティが挙げられ、そのためには表現の自由と宗教的な礼拝の自由が保護されなければならない。さらに、楽しい体験を持ち、有益ではない苦痛を避けることが、ケイパビリティとしてリスト化されるのである。

ただし、ここで「感覚」、「想像力」、そして「思考」の三つが、あたかも並列な仕方で表記されている点は、たいへん疑問に思われる。じっさい、感覚の能力と、想像力の能力、そして思考を可能にする能力は、能力として異なっているのではないだろうか。その意味で、別のケイパビリティとして分類しなおす必要があるようにも思われる。

5. 「感情 (emotions)」

五番目に「感情」が挙げられている。ヌスバウムは次のように言っている。

私たちの外部にある事物や人々に対して愛情を持つことができること、私たちが愛し気にかけてくれる人を愛し、彼らがいなことを悲しむことができること。一般に、愛すること、悲嘆すること、切望・感謝・正当な怒りを経験することができること。自分の感情的な発達が恐怖や不安によって損なわれないこと。(このケイパビリティを支えることは、感情の発達においてきわめて重要なものとして捉えられうる場所の、人間の親密な関係という形態を支持することを意味している)⁽¹⁹⁾。

この「感情」では、Nussbaum 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017において、まったく同じ表記となっている。Nussbaum 1995と1999、および2000では、若干異なっているが内容的には重なっている。

ここでの「感情」が、先の「感覚、想像力、そして思考」とどう区別されるのかは、あまり明らかではない。いわゆる「情念」のレベルであると思われるが、これは想像力と深く結びついているように思われる。ともあれ、ここでは愛することと悲しむことができるというケイパビリティが強調されている。そして、感情の発達が重要視されており、この発達が恐怖や不安によって損なわれないことが大事で、また、人間どうしの親密な交わりの中で育まれることが、このケイパビリティを支えるとされている。ここでも、先の「感覚、想像力、そして思考」と同様に、ケイパビリティの分類そのものに疑問を感じる。

6. 「実践理性 (practical reason)」

六番目に「実践理性」がリストに挙げられている。ヌスバウムは、「善の概念を形成し、自らの人生計画に関する批判的な反省を持つことができる。(このことは、良心の自由と宗教儀式に関する保護を伴う)」と言っている⁽²⁰⁾。

この6「実践理性」では、Nussbaum 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017において、まったく

同じ表記となっている。Nussbaum 1995では後半部分が異なっており、1999と2000でも若干異なっている。「善の概念を形成し、自らの人生計画に関する批判的な反省を持つことができる」ということは、人間としてきわめて重要なケイパビリティである。ただし、このことがなぜ「宗教儀式に関する保護を伴う」のかは、自明ではない。実践理性のはたらきにおいて、宗教儀式の遂行が特に重要な意味を有しているようには思われない。

「感覚、想像力、そして思考」、「感情」に続いての「実践理性」であるが、三つのリストを比べると実践理性はとて簡潔的な言及にとどまっている。しかし、この点には大きな違和感を持っている。倫理的な領域においては、実践理性がもっとも上位の能力であるのだから、もっと詳しく説明すべきではないだろうか。やはり、これら三つのケイパビリティに関しては、そもそも分類が妥当かどうかを、問題にすべきである。後に述べるように、かかる三つのケイパビリティは一つにまとめることができるのではないだろうか。

7. 「協力関係 (affiliation)」

リストの七番目は「協力関係」である。ヌスバウムはこの説明を、AとBの二つに分けて、次のように述べている。

(A) 他者ととともに、そして他者に向かって生きることができ、他者を認め、他者に関心を示すことができ、さまざまな形態の社会交流に携わることができること。他者の状況を想像することができること。(このケイパビリティを保護することは、協力関係のこのような諸形態を形成し育む制度を保護することを、そして、集会と政治的スピーチの自由を保護することを意味している)。(B) 自尊心と恥辱を受けないことに関する社会的基盤を持っていること。他者と同等の価値のある品位ある存在として扱われることができること。このことは、人種、性別、性的指向、民族性、社会階級、宗教、出身国に基づいた差別がないという準備を伴う⁽²¹⁾。

この「協力関係」では、Nussbaum 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017において、まったく同じ表記となっている。Nussbaum 1995ではAとBにわかれていない。Nussbaum 1999と2000では、少し異なっている。

ここでは、まずAで他者との連帯が重要なケイパビリティとして示されている。人間は社会的存在であるから、他者との交流を通じてのみ、人間らしい仕方で生きることが可能になる。それは、「他者ととともに、そして他者に向かって生きること」であり、そのためには他者を認識し、他者の置かれている状況を判断しなければならない。

次いで、Bでは「自尊心と恥辱を受けないことに関する社会的基盤を持っていること」が指摘されている。じっさい、人前で恥ずかしい思いをしないということは、人間の社会的活動において重要な前提である。そして、このケイパビリティの実現のためには、さまざまな差別がない状況を生み出していかなければならない。

ただし、ここでのAとBの区別が何に根拠を有しているのか、この区分に必然的な要素はあるのか、というような点に関して、明瞭であるとは言えないであろう。人間は社会的存在であ

るから、他者との連帯は不可欠であるが、このことが「集会と政治的スピーチの自由」にそのまま結びつくようには思われない。

8. 「ほかの種 (other species)」

リストの八番目は「ほかの種」で、「動物、植物、そして自然の世界とかかわりを持ち、関係して生きることができる」と言われている⁽²²⁾。この「ほかの種」に関しては、驚くべきことに、Nussbaum 1995, 1999, 2000, 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017の九つの書物で、まったく同じ表記となっている。たしかに、人間の生活はさまざまな人間以外の種との関係から成立している以上、ほかの種に配慮することは、大切である。しかし、このことは明白な前提であるとしても、わざわざ一つのケイバビリティとしてカウントしなければならないのか、疑問である。

9. 「遊び (play)」

九番目は「遊び」であり、「笑うことができ、遊ぶことができ、レクリエーション活動を楽しむことができる」と言われている⁽²³⁾。この「遊び」に関しても、「ほかの種」と同様に、Nussbaum 1995, 1999, 2000, 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017において、まったく同じ表記となっている。人間の生活が人間的であるためには、そこに笑いや遊びの要素が求められる。特に、子どもにとっては大きな要素となろう。しかし、ここでも「ほかの種」と同じく、ケイバビリティとしてあげる必要があるのか、疑問が残る。

10. 「自己の環境に関する制御 (control over one's environment)」

最後の十番目は「自己の環境に関する制御」で、ここでも七番目の「協力関係」と同様に、AとBにわかれて記述されている。

(A) 政治的な制御。自らの生活を決定する政治的選択に実際的な仕方に参加することができること。政治的な関与の権利を持ち、言論の自由と結社の自由に関する保護があること。
(B) 物質的制御。財産（土地と動産の両方）を維持することができ、他者と対等な仕方では財産権を持っていること、他者と対等な仕方では職を求める権利を有していること、不当な捜索と押収からの自由を持っていること。仕事において、人間として仕事をすることができ、実践理性をはたらかせ、そして、ほかの労働者との相互に認め合った意義深い関係へと立ち入ることができること⁽²⁴⁾。

この「自己の環境に関する制御」では、Nussbaum 2001, 2004, 2005, 2006, 2011, 2017において、まったく同じ表記となっている。Nussbaum 1995では少し異なっているが、Nussbaum 1999と2000では、同じではないがかなり似かよっている。ここでは、「自己の環境に関する制御」が、政治的な環境と、物質的ないし身体的な環境に区別して論じられている。まず、Aの政治的制御では、いわゆる参政権や自由権が取りあげられている。政治は、本来、自己の生活を決定する重要なものであるから、言論の自由などが保護された仕方では政治に関与する権利を有することは、政治的環境の制御として重要となる。次いで、Bの物質的制御では、財産権を有するこ

とが前提となり、個々の物質的な環境においては仕事が重要な要素となるから、「他者と対等な仕方で職を求める権利」が求められ、また仕事を通じて他者との深い連帯性の実現が要求されている。

しかし、ここでのAとBの区別は、けっして自明なものではないであろう。「自己の環境に関する制御」がなぜ「政治的」と「物質的」に分けられるのかは、ここだけではわからない。そもそも、「自らの生活を決定する政治的選択に实际的な仕方で参加することができる」ということから、「自己の環境に関する制御」がどのように実現するというのであろうか。また、「財産（土地と動産の両方）を維持すること」の自由や「他者と対等な仕方で職を求める権利」から、いかなる物質的制御が可能になるというのであろうか。

Ⅲ. リスト化の必要性

以上のように、ヌスバウムにおいては、ケイパビリティのリストとして10の項目が列挙されている。しかも、20年以上にわたって、ほぼ同じリストが繰り返し表示されており、そこに大きな修正は認められない。まず、Nussbaum 1995では、各項目にタイトルは付けられていないが、10の項目が挙げられている。Nussbaum 1999からは10の項目に同じタイトルが付けられ、Nussbaum 1999と2000では多少表記が異なっているが、驚くべきことに、Nussbaum 2001以降2017にいたるまで全く同じリストが掲載されている。

このことに関する私の考えは後に述べるとして、なぜヌスバウムはケイパビリティをリスト化するのか、その点をまず明らかにしよう。彼女は『正義のフロンティア』という書物で次のように言っている。

所得や富に焦点を合わせることに對して、ケイパビリティ・アプローチはよりいっそう根源的な批判を加えることができる。(中略)しかし、我々がそのような批判を、説得力を持って展開できるようになる前に、どんなに暫定的で変更可能なものであろうとも、何らかのリストを採用する必要がある。そのリストによって、もろもろのケイパビリティは、基本的な社会正義がその観点から定義されるところの、人間の中心的な権原としてみなされるようになる。このようなリストを作ることに気乗りしないセンには、ケイパビリティを用いて社会正義の理論を明確にすることは難しいと私はほかのところでも示唆していた⁽²⁵⁾。

ヌスバウムは、「リストによって、もろもろのケイパビリティは、基本的な社会正義がその観点から定義されるところの、人間の中心的な権原としてみなされるようになる」として、リスト化の必要性を訴えている。社会正義を定義するためには、人間の中心的な権原を正義が前提とする権利として確立されていなければならないが、このことは、ケイパビリティのリスト化によって可能になるというのである。たしかに、社会正義の理論を構築するために、ケイパビリティという概念はきわめて有効である。この点に関してヌスバウムは、*Amartya Sen's Work and Ideas: A Gender Perspective*という書物の中に掲載されているNussbaum 2005で、次のように言っている。

センは、ひとたびそのような問題に直面したならば、基本的なケイパビリティの中心的なリストに彼自身がかかわることを避けることができない。もし、ケイパビリティを、社会正義の考えを推進させることにおいて用いるべきであるならば、ただ私が概略したような変更可能で粗末なやり方であるとしても、ケイパビリティは明らかに仕分けされなければならないであろう⁽²⁶⁾。

ヌスバウムにとってケイパビリティのリスト化は、社会正義を推進させるためにはどうしても避けることのできないものとして捉えている。リスト化しなければ、社会正義の個々の問題に対応できないと考えているのであろう。「生命」、「身体の健康」、「身体の無欠性」、「感覚、想像力、そして思考」、「感情」、「実践理性」、「協力関係」、「ほかの種」、「遊び」、「自己の環境に関する制御」という、各ケイパビリティのリストは、社会正義の実現のために、これら一つ一つが必要な閾値を満たさなければならない要件として列挙されている。ヌスバウムにとって、「社会正義の考えを推進させる」ために、ケイパビリティはリストにおいて「仕分けされなければならない」のである。

結び

このように、ヌスバウムはケイパビリティの「リストによって、もろもろのケイパビリティは、基本的な社会正義がその観点から定義されるところの、人間の中心的な権原としてみなされるようになる」として、社会正義の理論を構築するために、ケイパビリティのリスト化が必要であると訴えている。しかし、筆者はこの点にかなり懐疑的である。

第一に、なぜ10のリストが必要であるかという点を、ヌスバウムが明確に答えているわけではない。アリストテレスとの関係については、今後慎重に研究を進めていかなければならないが、どの項目もあまりにも直観的で、なぜそのようなリストが挙げられるに至ったかという点に関する明確な議論が示されていない。最初から「リストありき」というような印象をぬぐうことができない。

まず、「生命」、「身体の健康」、そして、「身体の無欠性」というケイパビリティを区別する必要があるのか、疑問である。むしろ、「健康で安全に生活できる」で十分ではないだろうか。「感覚、想像力、そして思考」、「感情」、「実践理性」に関しては、ケイパビリティをそれぞれの能力で具体的に規定することに意味があるとは思われない。これらのうち、もっとも上位のものが理性的なのであるから、「さまざまな能力を活用して、人生を善きものとするよう理性的な活動ができる」で十分ではないだろうか。そして、「協力関係」、「ほかの種」、「遊び」、「自己の環境に関する制御」についても、「ほかの種」や「遊び」がはたしてケイパビリティとしてわざわざあげる必要があるのか、はなはだ疑問である。「自己の環境に関する制御」では、むしろ環境権のようなことがあげられるべきであろう。「環境に配慮しながら、他者と協調して生活することができる」で、網羅できるのではないか。

さらに、ヌスバウムはこのリストを「暫定的で変更可能なもの」としているが、おのおのの

リストを吟味して明らかになったように、1999年以降、複数の著作でほぼ同じリストが採用されており、そのつど修正などしてはいない。そして、「10」という数字も、1995年以降、固定されている。このことは、リスト化の完成というよりは、むしろ、リストの硬直化を意味しているのではないだろうか。この20年以上のあいだに社会の状況はかなり変化している。たとえば、インターネットの普及は、新たなケイパビリティを生み出している⁽²⁷⁾。本当に「暫定的で変更可能なもの」であるならば、一字一句変わらないわけがないであろう。

以上の点から、筆者はケイパビリティに関して、リスト化しているヌスバウムよりも、リスト化を拒んでいるセンの方に大きな共感を持っている。この点に関しては、2018年9月8日に慶應義塾大学で開催された、経済社会学会第54回全国大会で、筆者は「ケイパビリティと自然法－アクィナス・セン・ヌスバウム－」というタイトルで発表している。ここでは、アクィナスにおける自然法の規定という議論をもとに、ケイパビリティのリストに関して、ある提案を行っている。

この内容は、何らかの形で活字になると思われるが、とりあえず、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおけるケイパビリティのリストに関する今回の考察は、ここで終わることができるであろう。センのケイパビリティ・アプローチに関しては、別の機会に発表していきたい。

註

- (1) Crocker and Robeyns 2010, p. 60. Scholars and policy maker use the capability approach in a wide range of fields, most prominently in development studies and policymaking, welfare economics, social policy, and social and political philosophy.
- (2) 神島 2015, p. 137.
- (3) 神島 2015, pp. 179-180. センのアプローチは、厚生経済学における個人間比較の情動的基礎を、財空間（および効用空間）からケイパビリティ空間に拡張する目的で展開されたものであった。だが、本章で見えていくように、ヌスバウムのアプローチは、政治哲学において展開されており、人間の全般的な能力の発展は「閾値」－それ以下では人間らしさを失ってしまう境界－レベルで保障されるべきであり、また政治の目的は市民が善い人間生活を送るために必要不可欠とする条件を分配することであるとした。アリストテレスの見解に依拠するものとなっている。また彼女は、ケイパビリティを「人間の尊厳にふさわしいと人生の直観的な観念によって知らされるもの」として捉えている。このようなヌスバウムのアプローチは、人びとの福利を把握するための評価基準として資源（および効用）よりもケイパビリティの方が優れているとする点でセンのアプローチと同じであるが、特定のケイパビリティの閾値の保障を正義の判定基準とし、またその内容が直観的な観念によって知られると明示している点で、センのアプローチと異なっている。
- (4) 池本 2011, p. 590. マーサ・ヌスバウムは、最低限、満たされるべきケイパビリティ（正確には「機能Functioning」）のリストを提示しているが、センはそのようなことはしない。センに対してそのようなリストを提示すべきだと考えている人は多い（イタリアのパヴィ

ア大学で二〇〇三年に開催された「人間開発とケイパビリティ」学会で、若い女性がセンに対して「ヌスパウムのようにリストを提示すべきだ」と主張したとき、若い女性にはやさしいセンにしては珍しく、かなり強い口調で反論していたことを思い出す)。センにとってリストを提示することは「先験主義」であり、必要のないものである。

- (5) Nussbaum 1993, p. 263. Not without a sensitive awareness that we are speaking of something that is experienced differently in different contexts, we can none the less identify certain features of our common humanity, closely related to Aristotle's original list, from which our debate might proceed.
- (6) Nussbaum 1993, p. 263. 1. *Mortality*, No matter how death is understood, all human beings face it and (after a certain age) know that they face it. This fact shapes every aspect of more or less every human life.
- (7) Nussbaum 1993, p. 263. 2. *The body*.... The experience of the body is culturally influenced; but the body itself, prior to such experience, provides limits and parameters that ensure a great deal of overlap in what is going to be experienced, where hunger, thirst, desire, and the five senses are concerned.
- (8) Nussbaum 1993, p. 264. 3. *Pleasure and pain*. In every culture, there is a conception of pain; and these conceptions, which overlap very largely with one another, can plausibly be seen as grounded in universal and pre-cultural experience.
- (9) Nussbaum 1993, p. 264. 4. *Cognitive capability*. Aristotle's famous claim that 'all human beings by nature reach out for understanding' seems to stand up to the most refined anthropological analysis.
- (10) Nussbaum 1993, p. 264. 5. *Practical reason*. All human beings, whatever their culture, participate (or try to) in the planning and managing of their lives, asking and answering questions about how one should live and act.
- (11) Nussbaum 1993, p. 264. 6. *Early infant development*.... All humans begin as hungry babies, perceiving their own helplessness, their alternating closeness to and distance from those on whom they depend.
- (12) Nussbaum 1993, p. 264. 7. *Affiliation*.... However varied our specific conceptions of friendship and love are, there is a great point in seeing them as overlapping expressions of the same family of shared human needs and desires.
- (13) Nussbaum 1993, pp. 264-5. 8. *Humour*. There is nothing more culturally varied than humour; and yet, as Aristotle insists, some space for humour and play seems to be a need of any human life.
- (14) Nussbaum 1993, p. 265. This is just a list of suggestions, closely related to Aristotle's list of common experiences.
- (15) Nussbaum 2017, p. 197. 1. *Life*. Being able to live to the end of a human life of normal length; not dying prematurely, or before one's life is so reduced as to be not worth living.

- (16) Nussbaum 2017, p. 199. 2. *Bodily Health*. Being able to have good health, including reproductive health; to be adequately nourished; to have adequate shelter.
- (17) Nussbaum 2017, p. 200. 3. *Bodily Integrity*. Being able to move freely from place to place; to be secure against violent assault, including sexual assault and domestic violence; having opportunities for sexual satisfaction and for choice in matters of reproduction.
- (18) Nussbaum 2017, p. 202. 4. *Senses, Imagination, and Thought*. Being able to use the senses, to imagine, think, and reason – and to do these things in a “truly human” way, a way informed and cultivated by an adequate education, including, but by no means limited to, literacy and basic mathematical and scientific training. Being able to use imagination and thought in connection with experiencing and producing works and events of one’s choice, religious, literary, musical, and so forth. Being able to use one’s mind in ways protected by guarantees of freedom of expression with respect to both political and artistic speech, and freedom of religious exercise. Being able to have pleasurable experiences and to avoid nonbeneficial pain.
- (19) Nussbaum 2017, p. 203. 5. *Emotions*. Being able to have attachments to things and people outside ourselves; to love those who love and care for us, to grieve at their absence; in general, to love, to grieve, to experience longing, gratitude, and justified anger. Not having one’s emotional development blighted by fear and anxiety. (Supporting this capability means supporting forms of human association that can be shown to be crucial in their development.)
- (20) Nussbaum 2017, p. 204. 6. *Practical Reason*. Being able to form a conception of the good and to engage in critical reflection about the planning of one’s life. (This entails protection for liberty of conscience and religious observance.)
- (21) Nussbaum 2017, p. 205. 7. *Affiliation*. (A). Being able to live with and toward others, to recognize and show concern for other human beings, to engage in various forms of social interaction; to be able to imagine the situation of another. (Protecting this capability means protecting institutions that constitute and nourish such forms of affiliation, and also protecting the freedom of assembly and political speech.) (B). Having the social bases of self-respect and nonhumiliation; being able to be treated as a dignified being whose worth is equal to that of others. This entails provisions of nondiscrimination on the basis of race, sex, sexual orientation, ethnicity, caste, religion, national origin.
- (22) Nussbaum 2017, p. 205. 8. *Other Species*. Being able to live with concern for and in relation to animals, plants, and the world of nature.
- (23) Nussbaum 2017, p. 205. 9. *Play*. Being able to laugh, to play, to enjoy recreational activities.
- (24) Nussbaum 2017, p. 206. 10. *Control over One’s Environment*. (A). *Political*. Being able to participate effectively in political choice that govern one’s life; having the right of

political participation, protections of free speech and association. (B). *Material*. Being able to hold property (both land and movable goods), and having property rights on an equal basis with others; having the right to seek employment on an equal basis with others; having the freedom from unwarranted search and seizure. In work, being able to work as a human being, exercising practical reason and entering into meaningful relationships of mutual recognition with other workers.

- (25) Nussbaum 2006, pp. 165-166. The capabilities approach, however, can make a much more radical critique of the focus on income and wealth.... Before we can develop such a critique cogently, however, we need to adopt some list, however tentative and open-ended, of which capabilities are going to be regarded as central human entitlements in terms of which basic social justice is defined. I have suggested elsewhere that Sen's reluctance to make such a list make it difficult for him to use capabilities to define a theory of social justice. なお、この著作でヌスバウムは、動物にまで正義の対象を広げるべきだと主張し、この点からアキナスを次のように批判している。「アリストテレス派は、自然はすべて連続体であり、すべての生き物は尊敬と、さらには驚嘆にまで値すると主張していた。しかし、アリストテレス主義とキリスト教を両立させるために、アリストテレス主義の特有な要素を修正する必要があった。そこで、アキナスとほかのキリスト教アリストテレス主義者が行ったように、人間とほかの種のあいだに鋭い境界線を生み出した。」(Nussbaum 2006, p.328. Aristotelians argued that all of nature is a continuum, and that all living creatures are worthy of respect and even wonder. But to make Aristotelianism compatible with Christianity it was necessary to revise those particular elements, creating a sharp divide between humans and other species, as Aquinas and other Christian Aristotelians do.) しかし、アリストテレス『政治学』第1巻で、「ほかの動物は人間のために存する」と明言している点などを考慮すると、ヌスバウムのこの主張には無理があると思われる。詳しくは、佐々木 2018, 110-114頁参照。
- (26) Nussbaum 2005, p. 48. Thus Sen cannot avoid committing himself to a core list of fundamental capabilities, once he faces such questions. If capabilities are to be used in advancing a conception of social justice, they will obviously have to be specified, if only in the open-ended and humble way I have outlined.
- (27) Sen 2005, p. 337. However, with the development of Internet and wide-ranging applications, and the advance made in information technology (not least in India), access to the web and the freedom of general communication are now parts of a very important capability that is of interest and relevance to all Indians.

文献表

- Crocker and Robeyns 2010 Crocker, D. A. and Robeyns, I. “Capability and Agency”, Morris, C. W. ed., *Amartya Sen*, Cambridge-New York: Cambridge University Press, pp. 60-90.
- Nussbaum 1993 Nussbaum, M. C. “Non-Relative Virtues; An Aristotelian Approach”, Nussbaum, M. C. and Sen, A. eds., *The Quality of Life: A study prepared for the World Institute for Development Economics Research (WIDER) of the United Nations University*, Oxford- New York: Oxford University Press, pp. 242-269.
- Nussbaum 1995 Nussbaum, M. C. “Human Capabilities, Female Human Beings”, Nussbaum, M. C. and Glover, J. eds., *Women, Culture, and Development: A study of Human Capabilities A study prepared for the World Institute for Development Economics Research (WIDER) of the United Nations University*, Oxford-New York: Oxford University Press, pp. 61-104.
- Nussbaum 1999 Nussbaum, M. C. *Sex and Social Justice*, Oxford-New York: Oxford University Press.
- Nussbaum 2000 Nussbaum, M. C. *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge: Cambridge University Press. 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ共訳, 2005『女性と人間開発：潜在能力アプローチ』岩波書店.
- Nussbaum 2001 Nussbaum, M. C. *Upheavals of Thought: The Intelligence of Emotions*, Cambridge-New York: Cambridge University Press.
- Nussbaum 2004 Nussbaum, M. C. “Beyond Compassion and Humanity: Justice for Nonhuman Animals”, Sunstein, C. R. and Nussbaum, M. C. eds., *Animal Rights: Current Debates and New Directions*, Oxford-New York: Oxford University Press, pp. 299-320.
- Nussbaum 2005 Nussbaum, M. C. “Capabilities as Fundamental Entitlements: Sen and Social Justice”, Agarwal, B., Humphries, J. and Robeyns, I. eds., *Amartya Sen’s Work and Ideas: A Gender Perspective*, Abingdon- New York: Routledge, pp. 35-61.
- Nussbaum 2006 Nussbaum, M. C. *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, London: The Belknap Press of Harvard University Press. 神島裕子訳, 2012『正義のフロンティア

- 障害者・外国人・動物という境界を越えて –』法政大学出版局。
- Nussbaum 2011 Nussbaum, M. C. *Creating Capabilities: The Human Development Approach*, Cambridge-London: The Belknap Press of Harvard University Press.,
- Nussbaum 2017 Nussbaum, M. C. “Aging and Human Capabilities”, Nussbaum, M. C. and LeVmore, S. eds., *Aging Thoughtfully: Conversations about Retirement, Romance, Wrinkles, & Regret*, New York: Oxford University Press, pp. 195-208.
- Sen 2005 Sen, A. “Capabilities, Lists, and Public Reason: Continuing the Conversation”, Agarwal, B., Humphries, J. and Robeyns, I. eds. *Amartya Sen’s Work and Ideas: A Gender Perspective*, Abingdon- New York: Routledge, 335-338.
- 池本 2011 池本幸生「訳者解説」, Sen, A. *The Idea of Justice*, London-New York: Penguin Books, 2009. 池本幸生訳『正義のアイデア』, 明石書店, 587-615頁.
- 神島 2015 神島裕子『ポストロールズの正義論－ポツゲ・セン・ヌスbaum－』ミネルヴァ書房.
- 佐々木 2018 佐々木亘「他者と共同善－アキナス正義論の現代的可能性－」, 『経済社会学会年報』第40号, 現代書館, 106-116頁.

本研究は、JSPS科研費17H02505, 基盤研究 (B) 「統合的経済倫理学に基づくポスト福祉国家レジームの構築: 多元的秩序構想の実践的展開」, およびJSPS科研費16K02225, 基盤研究 (C) 「スコラ哲学における正義論の変遷－トマス・アキナス以前・以後－」の助成を受けたものです。